

神戸大学利益相反ポリシー

(平成17年3月17日制定)

(令和3年4月1日施行)

1. 背景及び目的

神戸大学は、「学問の自由」を基本的理念とする教育・研究に加え、第三の使命として大学において獲得された「知」の社会への還元を通じて国際社会・地域社会に貢献する責務を負う。「知の時代」といわれる21世紀において、神戸大学による社会貢献は、ますますその重要性を増すものと考えられる。

これまでもまして、人類の進歩、産業の振興、地域社会の発展に寄与するために、神戸大学は、産学官民連携を積極的に進め、「知」すなわち研究成果を社会還元する必要がある。新しい技術や経営手法等の開発とそれによる経済の活性化すなわち既存事業の革新、新事業の創出、雇用の拡大に関して、大学の果たすべき役割についての期待が高まっている。また、立法や行政施策立案に関しても、職員等が専門的助言等を行うことも同様に期待されているところである。一方、産学官民連携による教育研究活動への寄与も期待され、この意味においてその積極的推進が要望されている。

しかしながら、このような社会還元を進めるにあたっては、神戸大学及び大学の職員等や学生が公正かつ効率的な教育研究活動等を行う上で、いわゆる「利益相反」の状況は、不可避免的に生じるものと認識すべきである。大学は「学問の自由」に基づく真理の追究を第一義とすることを、産学官民連携の対象である企業や立法行政機関等に理解を求めるとともに、職員等は、教育研究活動等と産学官民連携活動を適切に両立させることが求められる。

利益相反の状況が生じることは、公的性格の強い大学のインテグリティを損なう可能性がある。そのため、神戸大学は、利益相反がより深刻な事態に陥ることを未然に防ぐため、利益相反に関する基本的な考え方を利益相反ポリシーとして策定し、職員等にそのポリシーに則り産学官民連携に関する活動を推進することを要請する。なお、臨床研究などの研究分野の特性に配慮が求められる利益相反ポリシーは別途策定する。

2. 利益相反の定義

利益相反（広義）とは、狭義の利益相反と責務相反を含むものである。狭義の利益相反とは、職員等又は大学が産学官民連携活動に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式取得等）と、教育研究という大学における責任が衝突・相反している状況をいう。この狭義の利益相反には、個人としての利益相反、すなわち職員等個人が得る利益とその個人の大学における責任との相反、及び大学組織としての利益相反、すなわち大学組織が得る利益と大学組織の社会的責任との相反がある。一方、責務相反とは、職員等が主に兼業等により企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立し得ない状態をいう。いずれの場合も、職員等又は大学が、個人的又は組織的な利益や企業等の責務を優先させて活動したと客観的に思われる場合に、利益相反が問題となる。

3. 利益相反マネジメントの基本的な考え方

神戸大学は、産学官民連携による大学の「知」の社会還元を積極的に推進し、また、職員等にそのような活動を奨励する。しかし、その過程で生じる利益相反により、大学の使命に反し、社会的信頼を損なうことを防止するために、職員等及び大学は産学官民連携活動を実施する際に、利益相反を生じないように最大限の努力を払う必要がある。法律的には合法と解釈できる場合であっても、公的資金で運営される教育・研究機関として公正性が疑われることのないよう、大学における基準を明確にし、これを遵守すべきである。また、利益相反を考えるにあたっては、学生の教育・研究上の利益の確保に常に留意することも重要である。そこで、神戸大学では、産学官民連携を公正かつ効率的に推進するために、職員等の利益相反につながる行為を未然に防止し、万が一利益相反を生じた場合には、これを解決するため利益相反マネジメント規則を定める。

4. 利益相反マネジメントの体制

(1) 利益相反マネジメント室の目的と役割

- ① 利益相反マネジメント室は、神戸大学利益相反マネジメント規則の目的である本学並びに本学の役員及び職員の利益相反につながる行為を未然に防止するため、本学及び職員等の利益相反マネジメントを行うことを目的とする。
- ② 利益相反マネジメント室には、利益相反の専門的諮問機関として、学外の専門家等により構成された利益相反アドバイザリーボードを設置する。
- ③ 利益相反の疑義が生じることが懸念される場合、必要に応じて当該職員等への事情聴取等を行い、改善を要するときはその旨学長に報告する。
- ④ 利益相反の疑義が生じた場合、利益相反マネジメント室は必要な調査を行って利益相反状況を審査し問題の有無及び必要な処置を学長に報告する。
- ⑤ 学長は上記③及び④の報告に基づき、当該職員等に対し必要な処置を決定する。
- ⑥ 学長による処置に関し、職員等は異議を申し立てることができる。異議の申し立てを受けて、利益相反マネジメント委員会は再度審議し、学長に報告しなければならない。最終決定は学長が行う。

(2) 利益相反相談

利益相反は状況依存性が高いことに鑑み、利益相反マネジメント室は、職員等からの相談をいつでも受け付ける。必要に応じ、利益相反アドバイザリーボードの学外専門家等に諮問・調査依頼します。

(3) 各部局等での対応

各部局等の長は、部局内の職員等が利益相反の問題を惹起することがないように指導する。

5. 利益相反マネジメントの対象者及び行為並びに基準

(1) 対象者の範囲

本学の役員及び職員（非常勤である者を含む。）

(2) 基準

産学官民連携活動において生ずる次のような利益相反により、大学の教育研究活動等の公正性に客観的な疑念を生じさせるか否かを判断基準とする。

- ① 大学における職務と個人的利益が衝突する状況（狭義の利益相反）

②個人的な利益の有無にかかわらず産学官民連携等の外部活動に対する職務責任と大学における職務責任が両立しない状況（責務相反）

(3) 利益相反の生じる可能性のある行為

産学官民連携に関わる活動で概ね次のような場合である。

- ① 兼業活動（技術指導を含む。）に従事する場合
- ② 大学発ベンチャー企業の職務に関連し、報酬、株式保有等の経済的利益を有する場合
- ③ 企業等に大学の職員等が自らの発明等を技術移転する場合
- ④ 企業等との協力研究に参加する場合
- ⑤ 企業等から寄付金、設備又は物品の供与を受ける場合
- ⑥ 上記①～⑤の相手方等何らかの便益を供与される者に対して、施設、設備の利用を提供する場合
- ⑦ 上記①～⑤の相手方等何らかの便益を供与される者から物品を購入する場合

6. 利益相反に関する職員等の責務

- ① 対象となる職員等は利益相反状況の判断に必要な事項を自己申告書に記載して利益相反マネジメント室に年1回報告しなければならない。また、利益相反状況の発生が少しでも懸念される場合は、その時点で利益相反マネジメント室に相談しなければならない。
- ② 職員等は、利益相反マネジメント室による調査・事情聴取に協力する義務を負う。

7. 利益相反マネジメントに関する情報の学内外への周知

利益相反マネジメント室は、利益相反のマネジメントに関する情報を以下のとおり学内外に周知する。

- ① 利益相反ポリシー等利益相反に対する取り組み状況（個人のプライバシーに関わる部分を除く。）を外部へ公表する。
- ② 学内へは、利益相反に関する意識向上のため、本学の利益相反マネジメントの理念及び運営方法等を職員等へ周知するとともに、そのマネジメント状況を定期的に報告する。

8. 見直しについて

本利益相反ポリシーについては、社会情勢の変化、産学官民連携活動状況の変化、利益相反に関する事例の蓄積状況、部局からの要望等に応じて、適宜見直しを実施する。